

## 岩手県食育推進ネットワーク会議会則

### (名称)

第1条 この会は、岩手県食育推進ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)という。

### (目的)

第2条 ネットワーク会議は、食育に関する機関・団体等の連携を促進し、食育を推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構成員間の情報共有に関すること
- (2) 食育推進県民運動の総合的企画に関すること
- (3) 構成員間の連携・協調のコーディネートに関すること
- (4) 食育の普及啓発に関すること
- (5) 前号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

### (組織)

第4条 ネットワーク会議は、その目的に賛同する機関・団体等をもって構成する。

### (役員)

第5条 ネットワーク会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

### (役員の任務)

第6条 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (役員の選出)

第7条 会長は、総会において互選する。

2 副会長は、会長が指名する。

### (任期)

第8条 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第9条 ネットワーク会議は会長が召集し、食育に関する事業の計画及び実施に関する協議を行う。

2 ネットワーク会議においては、会長が議長となる。

### (部会)

第10条 第3条の事業を機動的に実施するため、ネットワーク会議に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (事務局の設置・庶務)

第11条 ネットワーク会議の庶務は、特定非営利活動法人 いわて NPO センター及び岩手県環境生活部環境生活企画室県民くらしの安全課で行う。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (補則)

第12条 その他ネットワーク会議の運営に関し重要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この会則は、平成18年7月20日から施行する。

#### 附則

この会則は、平成19年7月19日から施行する。

#### 附則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。